

議案第10号

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、体育施設・特別教室等の開放する学校施設の運用見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校施設開放に関する条例（平成23年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特別教室等」を「体育施設・特別教室等」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会が認める事業については、前項の規定にかかわらず、学校施設を開放することができる。

第6条中「開放日時は」を「開放は、12月28日から翌年1月4日までを除く、学校休業日及び放課後において、学校運営に支障がない範囲で行い、開放時間及び開放する単位は」に改め、「実施する事業をいう。）」の次に「及び教育委員会が適当と認める事業」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 学校施設のうち、屋内運動場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の夜間において、開放を行わない。
- 3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、特別な理由がある場合は、これを変更し又は臨時に休場することができる。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 納付された使用料は、還付しない。ただし、別に規則で定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

第8条中「使用料」を「第3条に規定する使用料」に改める。

第11条第1項中「適当でない」との次に「教育委員会が」を加える。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（過料）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条の許可を受けないで使用した者
- (2) 第9条の規定に違反した者
- (3) 第10条の規定による使用の制限等の命令に違反して使用した者

2 詐欺その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

（権利の譲渡、転貸の禁止）

第13条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

開放する体育施設及び使用料

学校名	区分 単位	屋内運動場		屋外運動場	プール
		昼間 午前7時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで		
大口中学校	全面	1,040円	1,570円	無料	1,100円
	片面	520円	780円		
大口北小学校	全面	1,040円	1,570円	無料	
	片面	520円	780円		
大口南小学校	全面	780円	1,170円	無料	
大口西小学校	全面	780円	1,170円	無料	

備考 冷暖房機を利用する場合は、1時間1,040円を加算する。

開放する特別教室等及び使用料

学校名	特別教室等	使用料	
大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、音楽室（1・2）、メディアルーム、多目的室、理科室（1・2・3・4）、ランチルーム	1室	1時間520円

別表第2（第6条関係）

開放時間及び開放単位

体育施設	特別教室等
午前7時から午後9時までの間で2時間を1単位とする。	午前9時から午後4時までの間で1時間を1単位とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の廃止)

- 2 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例（昭和60年大口町条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の大口町学校施設開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者及び大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で<u>体育施設・特別教室等を開放する学校施設</u>（以下「学校施設」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校施設及び使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 教育委員会が認める事業については、前項の規定にかかわらず、学校施設を開放することができる。</u></p> <p>(開放日時)</p> <p>第6条 <u>学校施設の開放は、12月28日から翌年1月4日までを除く、学校休業日及び放課後において、学校運営に支障がない範囲で行い、開放時間及び開放する単位は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、協働事業（大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第6号イに規定する町の執行機関との協働により実施する事業をいう。）及び教育委員会が適当と認める事業を実施する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 学校施設のうち、屋内運動場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の夜間において、開放を行わない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、特別な理由がある場合は、これを変更し又は臨時に休場することができる。</u></p> <p>(使用料の前納及び還付)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 納付された使用料は、還付しない。ただし、別に規則で定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で<u>特別教室等を開放する学校施設</u>（以下「学校施設」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校施設及び使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p>(開放日時)</p> <p>第6条 <u>学校施設の開放日時は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、協働事業（大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第6号イに規定する町の執行機関との協働により実施する事業をいう。）を実施する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(使用料の前納及び還付)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 教育委員会が必要と認めるときは、既納の使用料を還付することができる。</u></p> <p>(使用料の減免)</p>

新					旧				
<p>第8条 教育委員会は、学校施設の使用に際して公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>第3条に規定する使用料を減免することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 使用者は、学校施設使用中に建物、附属設備、器具等を破損、汚損、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、損害賠償をさせることが<u>適当でない</u>と<u>教育委員会が認めた</u>ときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第12条 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第4条の許可を受けないで使用した者</u></p> <p>(2) <u>第9条の規定に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第10条の規定による使用の制限等の命令に違反して使用した者</u></p> <p>2 <u>詐欺その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u>以下の過料を科すことができる。</p> <p><u>(権利の譲渡、転貸の禁止)</u></p> <p>第13条 <u>使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>開放する体育施設及び使用料</p>					<p>第8条 教育委員会は、学校施設の使用に際して公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>使用料を減免することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 使用者は、学校施設使用中に建物、附属設備、器具等を破損、汚損、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、損害賠償をさせることが<u>適当でない</u>と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>学校施設及び使用料</p>				
区分	単位	屋内運動場		屋外 運動 場	プール	学校名	特別教室等		使用料
		昼間	夜間				大口中	技術室(1・2)、美	
学校名									

新						旧			
		午前7時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			学校	術室(1・2)、調理室、被服室、理科室(1・2・3・4)、音楽室(1・2)、ランチルーム		20円
大口中学校	全面	1,040円	1,570円	無料	1,100円		プール棟	1時間	1,100円
	半面	520円	780円						
大口北小学校	全面	1,040円	1,570円	無料					
	半面	520円	780円						
大口南小学校	全面	780円	1,170円	無料					
			0円						
大口西小学校	全面	780円	1,170円	無料					
			0円						
備考 冷暖房機を利用する場合は、1時間1,040円を加算する。									
開放する特別教室等及び使用料									
学校名	特別教室等		使用料						
大口中学校	技術室(1・2)、美術室(1・2)、調理室、被服室、音楽室(1・2)、メディアルーム、多目的室、理科室(1・2・3・4)、ランチルーム		1室	1時間 520円					
別表第2(第6条関係)						別表第2(第6条関係)			
開放時間及び開放単位						学校施設の開放日時			
体育施設		特別教室等		開放日		開放時間			
午前7時から午後9時までの間で2時間を1単位とする。		午前9時から午後4時までの間で1時間を1単位とする。		土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)に規定する休日、学校の休業日		午前9時～正午 午後1時～午後4時			
※1月1日から同月4日まで及び12月28									

新	旧
	<p><u>日から同月31日までを除く。</u></p> <p><u>※開放日に学校が学校施設を使用する場合を除く。</u></p>

改正要旨

1 改正概要

本町では、在住在勤者の健康増進に寄与するため、昭和60年度に「大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例」を制定し、生涯学習活動の拠点として平成20年度に開校した新生大口中学校の開放棟の利用法等を「学校施設開放に関する条例」に定め、それぞれ運用してきました。

しかしながら時代の変遷の中で、文化的な活動とスポーツ活動の境が明確で無くなり、住民企業と行政等による協働事業が立ち上がるなど、現行の制度では利用許可が難しい事例が出てきて、その趣旨に公益性が高い場合は条例の運用によって対応してきました。

そこで今回、大口町立学校施設開放に関する条例に一元化することで、それらの支障を解消することとしました。

2 条例改正に当たり配慮した点

- (1) 町内各種団体等が事業実施にあたり使用可能な施設の選択肢を増やします。
- (2) 施設使用の秩序、健全性を確保しつつも利用者の手続きを簡素化し、複写式申請書を廃止します。
- (3) 使用可能な団体の構成員は、その過半数が在住在勤者とすることを明示します。
- (4) 小学校の屋内体育施設は規模に違いがあることから、小学校仕様（北小学校は、旧北部中学校屋内体育施設を転用している）の屋内体育施設は、使用料金を引き下げます。
- (5) 物価高騰（主に水光熱費）の上昇は維持管理費に影響を及ぼしており、インボイス制度の導入も見込まれています。条例改正を機にそれらを反映すべきですが、他の施設との整合を図る必要があることから見送ります。
- (6) 条例改正後の受付体制については、申請者の利便性を第一に、関係機関と協議します。